

証券コード6549

2023年6月13日

(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
ディーエムソリューションズ株式会社
代表取締役社長 花 矢 卓 司

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.dm-s.co.jp/ir>



（上記ウェブサイトにアクセスのうえ、メニューより「株式について」「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Shohow>Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ディーエムソリューションズ」又は「コード」に当社証券コード「6549」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目6番3号
吉祥寺 東急REIホテル 3階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が弱まりつつある一方で、ウクライナ情勢の長期化や世界的な原材料及びエネルギー価格の高騰等により、先行きの不透明な状況で推移しました。

このような事業環境の中、当社グループはダイレクトマーケティング実施企業に対して、マーケティングの各局面において最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、積極的な人材採用や先行投資を行い、営業力及び提供サービスの強化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は17,861,521千円、営業利益は462,656千円、経常利益は477,586千円、親会社株主に帰属する当期純利益は315,060千円となりました。

事業別売上高

事業区分	第18期 (2022年3月期) (前連結会計年度)		第19期 (2023年3月期) (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
ダイレクトメール事業	13,965,882千円	83.7%	15,476,506千円	86.6%
インターネット事業	1,612,912	9.7	1,326,273	7.4
パレール事業	1,104,187	6.6	1,058,741	5.9
合計	16,682,982	100.0	17,861,521	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は115,039千円であります。

その主なものは、ダイレクトメール事業における物流拠点への設備投資(82,198千円)であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び収益の状況

区 分	第 16 期 (2020年3月期)	第 17 期 (2021年3月期)	第 18 期 (2022年3月期)	第 19 期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	—	—	16,682,982	17,861,521
経 常 利 益(千円)	—	—	101,579	477,586
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	—	5,495	315,060
1株当たり当期純利益(円)	—	—	1.98	113.75
総 資 産(千円)	—	—	5,192,989	5,602,009
純 資 産(千円)	—	—	2,162,829	2,477,850
1株当たり純資産(円)	—	—	754.62	868.37

(注) 第16期及び第17期においては、連結計算書類を作成していないため、記載を行っておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年3月期)	第 17 期 (2021年3月期)	第 18 期 (2022年3月期)	第 19 期 (2023年3月期) (当事業年度)
売 上 高(千円)	13,433,455	14,621,981	15,579,294	16,805,682
経 常 利 益(千円)	212,194	660,518	130,934	437,915
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△102,472	427,270	54,363	292,849
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△41.13	155.84	19.63	105.73
総 資 産(千円)	4,105,016	4,927,251	5,189,417	5,572,219
純 資 産(千円)	1,664,606	2,157,377	2,211,696	2,504,506
1株当たり純資産(円)	605.54	752.64	772.26	877.99

(3) 重要な子会社の状況

子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
株式会社ピアトランスポート	100%	衣料等の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、下記の内容を重要課題として取り組んでまいります。

① 新サービスの開発

インターネット事業はＳＥＯを切り口とした自社開発の分析ツールを用いた解析資料の提供等、ＳＥＯ・コンテンツマーケティング・運用型広告・Ｗｅｂサイト制作をすべて自社サービスとしてワンストップで提供できる体制が整っており、サービスの質的差別化によりその競合優位性を保っております。しかしながら、変化や技術革新が著しいインターネット業界において当社グループが持続的な成長を維持するためには、特定のサービスに依存せず、常に付加価値の高い新サービスの開発及び提供が欠かせないものと認識しており、今後につきましては、当社グループが有するサービス開発力・分析力を活かして、競争力の高いサービスを提供し続けるとともに、新サービスを定期的にリリースし、拡販を進めることで収益基盤の強化を図ってまいります。

② 大口顧客の拡大

ダイレクトメール事業においては、当社グループのメールセンター及びロジスティクスセンターが保有する社内設備等との兼ね合いもあり、小ロット（５００通から）から中ロット（３０，０００通まで）での発送業務を中心に事業を展開しており、大口顧客に頼らない事業展開が当社グループの経営を安定させる一要因にもなっております。今後につきましては、持続的な成長を維持するため、従来の販路は維持拡大しつつ、社内インフラの増強とあわせ、大規模な取引が期待される大口顧客の開拓に取り組むことにより、収益機会の拡大を図ってまいります。

③ フルフィルメントサービスの拡大

ダイレクトメール事業においては、メール便を中心とした配送物の発送代行業務をサービスの主軸としてまいりましたが、ネット通販市場の拡大を受け、宅配便での配送を行う小口貨物の取扱が増加しており、引き続き同様の傾向が継続するものと予想されます。今後につきましては、物流企画部を担当部署にして、受注管理、在庫管理、ピッキング、梱包、発送の一連のプロセスを一手に請け負うフルフィルメントサービスの提供拡大及び宅配便の取扱量を増加させることで、収益機会の拡大を図ってまいります。

④ 輸入仕入商品の物価の上昇

当社の子会社である株式会社ビアトランスポートにおいては、海外より衣料品を輸入し、国内の得意先へ販売しております。昨今の世界情勢の影響を受けた円安傾向や原料高、輸送コストの上昇等により、海外からの輸入商品の価格は上昇基調にあります。今後につきましては、販売価格への転嫁を図るとともに、ECサイトの改善等の施策により販売環境の整備を進めていくことで、利益を確保しつつ、収益機会の拡大を図ってまいります。

⑤ 優秀な人材の採用及び育成

今後、当社グループが事業をさらに拡大し、成長を続けていくうえで、優秀な人材の確保と、その適正な配置による業務効率の向上がその基盤になるものと認識しております。そのために、幅広い求人機会を活用して、新卒・中途の採用を推し進めていきたいと考えております。加えて、人材育成及び能力向上も重要であると考えており、社内OJTはもちろんのこと、社外講師による研修や、社外セミナー等も積極的に活用し、人材の育成と能力向上に努めてまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社グループは業務上大量の個人情報を取り扱っており、個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の整備を図ってまいりました。当社グループにおいて、情報管理体制の強化は今後も重要な課題であると認識しており、引き続きその強化を図ってまいります。なお、当社グループは一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

⑦ 経営管理体制の強化

当社グループは企業価値を高め株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理体制を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役監査並びに監査法人による監査との連携を強化していく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ダイレクトメール事業	発送代行業、デザイン、印刷、フルフィルメントサービス
インターネット事業	WEBコンサルティング、メディア運営
アパレル事業	衣料の輸入、販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
大阪営業所	大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号
横浜営業所	神奈川県横浜市神奈川区金港町六丁目6番
福岡営業所	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号
三鷹メールセンター	東京都三鷹市井口一丁目10番12号
八王子第1メールセンター	東京都八王子市田町1番5号
八王子第2メールセンター	東京都八王子市北野町543番地7
八王子第3ロジスティクスセンター	東京都八王子市石川町2969番地16
八王子第4フルフィルメントセンター	東京都八王子市宇津木町693番地1
八王子第5フルフィルメントセンター	東京都八王子市北野町598番地11
日野フルフィルメントセンター	東京都日野市旭が丘三丁目1番1号
大阪メールセンター	大阪府大阪市東淀川区西淡路六丁目4番111号
名古屋メールセンター	愛知県名古屋市港区当知四丁目2304番地2

② 株式会社ピアトランスポート (子会社)

名	称	所	在	地
本	社	東京都渋谷区恵比寿一丁目2番10号201		
浦	安	倉	庫	千葉県浦安市北栄四丁目7番3号

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
ダイレクトメール事業	188 (183) 名
インターネット事業	47 (13) 名
アパレル事業	15 (11) 名
全社 (共通)	25 (3) 名
合計	275 (210) 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、アルバイト及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
260 (199) 名	7名増 (27名増)	34.3歳	10.0年

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が当期中において増加したのは、業務拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	515,276千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	357,152
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,810,000株
- (3) 株主数 1,923名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
花 矢 卓 司	909,800 株	32.85%
福 村 寛 敏	568,700	20.53
アセットインクリーズ株式会社	260,000	9.39
丸 谷 和 徳	80,000	2.89
中 村 剛	71,900	2.60
松 本 和 久	50,000	1.81
上田八木短資株式会社	35,300	1.27
ディーエムソリューションズ 社 員 持 株 会	32,100	1.16
株 式 会 社 S B I 証 券	30,118	1.09
金 子 主 税	24,700	0.89

(注) 持株比率は自己株式40,291株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

その他新株予約権の状況

イ. 2018年11月9日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	1,220個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 122,000株 (注) 1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1,153円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 118,800円 (注) 2 (1株当たり 1,188円)
権利行使期間	2020年7月1日から2028年11月26日まで
行使の条件	(注) 4
割当先	取締役 5名 従業員 13名

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年11月8日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,153円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新

株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。) 、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - (a) 経常利益が3.5億円を超過した場合 行使可能割合：50%
 - (b) 経常利益が5億円を超過した場合 行使可能割合：100%
ただし、上記(a)及び(b)が達成されていない場合においても、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過しているときは、各新株予約権者の行使可能割合は50%として扱うものとする。なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書（連

結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書)における経常利益を参照する。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

□. 2020年5月18日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	1,377個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 137,700株(注)1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	651円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 65,200円(注)2 (1株当たり 652円)
権利行使期間	2021年7月1日から2030年6月30日まで
行使の条件	(注)4
割当先	取締役 5名 従業員 54名

(注) 1. 本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2020 年 5 月 15 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 651 円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の行使条件
 - (1) 新株予約権者は、2021年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとする。
 - (a) 経常利益が7億円を超過した場合 行使可能割合：50%
 - (b) 経常利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：100%なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとする。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
 - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
 - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとする。
5. 新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記の定めに基づいて決定するものとする。

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の

効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記の定めに従って決定する。

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とするものとする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）4に従って決定するものとする。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記の定めに従って決定するものとする。

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に従って決定するものとする。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	花 矢 卓 司	
取締役副社長	福 村 寛 敏	アセットインクリーズ株式会社 代表取締役 株式会社ビアトランスポート 取 締役
取 締 役	勝 山 純 一	
取 締 役	木 村 和 央	インターネット事業部長 Performance Technologies 株 式会社代表取締役
取 締 役	小 林 剛 司	株式会社ビアトランスポート 代 表取締役
取 締 役	松 藤 悠	松藤悠公認会計士事務所 公認 会計士
常 勤 監 査 役	宮 本 則 昭	
監 査 役	齋 藤 哲 男	株式会社ワークツ一代表取締役
監 査 役	高 見 之 雄	西込・高見法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役松藤悠氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役宮本則昭氏、監査役齋藤哲男氏及び監査役高見之雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低限度額とします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	
取 締 役 (うち社外取締役)	95,230千円 (2,250)	95,230千円 (2,250)	－ (－)	6名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	107,230 (14,250)	107,230 (14,250)	－ (－)	9 (4)

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2011年3月31日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、報酬の種類は基本報酬（固定報酬）及び賞与となっております。

基本報酬は現金報酬とし、職責、貢献度や管掌部門の業績を考慮したうえで、他社水準、当社全体の業績も考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

賞与は現金報酬とし、決算時において通期業績予想数値を上回る親会社株主に帰属する当期純利益が計上された場合にのみ支給を検討することができるものとし、支給する場合には、その支給総額は親会社株主に帰属する当期純利益の3%を上限とします。但し、上記条件を達成した場合においても、兼任する会社から報酬が支給される場合等、その内容や当社における職責等を踏まえて、総合的な判断により賞与を支給しないことがあります。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとします。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、監督機能を担う社外取締役の助言を得て決定します。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、委任を受けた代表取締役が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度においては、2022年6月29日開催の取締役会において代表取締役花矢卓司に具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定をしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役松藤悠氏は、松藤悠公認会計士事務所を経営しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役齋藤哲男氏は、株式会社ワークソーの代表取締役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高見之雄氏は、西辺・高見法律事務所を経営しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役 松 藤 悠	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。</p> <p>また、M&A案件の検討に際して担当役員や管理部門に対して適宜助言を行うと共に、監査実務経験者として独立した立場から監査役への助言・指導を実施しました。</p>
監査役 宮 本 則 昭	<p>当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会18回の全てに出席いたしました。前職における知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。</p>
監査役 齋 藤 哲 男	<p>当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会18回の全てに出席いたしました。前職における知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。</p>
監査役 高 見 之 雄	<p>当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会18回の全てに出席いたしました。法律専門家としての知識と経験に基づく専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

双研日栄監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2022年6月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、「ディーエムソリューションズ行動・倫理規範」を制定し、周知・徹底を図る。
 - (ロ) コンプライアンスを推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。
 - (ハ) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (ニ) 内部監査担当部署を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - (ホ) 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たっては内部通報担当部署が適切に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (ロ) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (ハ) 内部監査担当部署は、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) リスク管理を体系的に規定する「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理を推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役に報告する。
 - (ロ) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - (ハ) 内部監査担当部署は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を

代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
 - (ロ) 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (イ) 当社で定める「ディーエムソリューションズ行動・倫理規範」を当社グループ会社にも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
 - (ロ) 当社からグループ会社へ取締役または監査役を派遣することで、グループ・ガバナンスの強化を図ると共に、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。
 - (ハ) 当社グループは、グループ会社の経営全般に関して、当社と当社グループ会社との間で定期的に会議を開催し重要な情報を共有するほか、監査役及び内部監査担当部署が連携して業務の適正性を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (ロ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重する。
 - (ハ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。
 - (ニ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを、会社は保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

(ロ) 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるとき、又は取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとする。

⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。

⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。

(ロ) 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。

(ハ) 会社は、監査役、会計監査人及び内部監査担当部署が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。

(ニ) 会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が認めるときは、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

① 反社会的勢力の不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、経営陣以下組織全体が一体となって毅然と対応する。

- ② 反社会的勢力による被害を防止するために、平素から、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との緊密な連携を図る。
- ③ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力による圧力や不当要求は断固として拒絶する。
- ④ 反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と協議し、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤ 不祥事等を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供や便宜供与は、絶対に行わない。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の業務の適正を確保するための体制は上記基本方針に従い、適切に運用されています。
- ② 代表取締役社長が議長を務めるリスク・コンプライアンス委員会において、個別リスクに加え、情報の管理、環境・安全・健康、反社会的勢力との関係遮断等の様々なリスクの集約・評価が実施されており、コンプライアンスの徹底を図っております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、監査法人との連携もなされ、適切に整備・運用されています。
- ④ 投資を含めた当社の重要事項については、取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。
- ⑤ 監査役監査基準及び内部監査規程の社内規程に基づき、当社監査役及び各内部監査担当により監査や診断等が実施され、また当社の営業成績、財務状況その他の重要な情報は適切に報告されており、業務の適正性は確保されています。
- ⑥ 取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、並びにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査役が必要とする情報は提供されており、監査役への報告は適切に行われています。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,787,096	流動負債	2,473,244
現金及び預金	1,323,650	買掛金	1,436,152
受取手形	174,744	短期借入金	100,000
売掛金	1,914,026	1年内返済予定の 長期借入金	228,994
商品	136,534	未払法人税等	106,231
貯蔵品	34,228	賞与引当金	127,671
その他	211,452	前受金	61,053
貸倒引当金	△7,539	その他	413,140
固定資産	1,814,913	固定負債	650,915
有形固定資産	1,151,774	長期借入金	643,434
建物	200,166	その他	7,481
機械装置及び運搬具	171,556	負債合計	3,124,159
工具、器具及び備品	85,962	(純資産の部)	
土地	668,606	株主資本	2,405,123
リース資産	1,488	資本金	342,591
建設仮勘定	23,992	資本剰余金	268,758
無形固定資産	239,735	利益剰余金	1,844,067
のれん	190,275	自己株式	△50,292
その他	49,460	新株予約権	72,726
投資その他の資産	423,403	純資産合計	2,477,850
投資有価証券	65,500	負債純資産合計	5,602,009
繰延税金資産	83,779		
その他	276,022		
貸倒引当金	△1,898		
資産合計	5,602,009		

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,861,521
売 上 原 価		14,872,125
売 上 総 利 益		2,989,396
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,526,739
営 業 利 益		462,656
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	98	
受 取 配 当 金	14	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	11,639	
為 替 差 益	4,376	
受 取 手 数 料	1,088	
助 成 金 収 入	2,168	
そ の 他	3,141	22,528
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	2,242	
支 払 利 息	5,148	
そ の 他	206	7,598
経 常 利 益		477,586
特 別 損 失		
減 損 損 失	26,878	26,878
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		450,708
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	92,768	
法 人 税 等 調 整 額	42,878	135,647
当 期 純 利 益		315,060
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		315,060

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計		
当連結会計年度期首残高	342,591	268,758	1,529,006	△50,254	2,090,101	72,727	2,162,829
当連結会計年度変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			315,060		315,060		315,060
自己株式の取得				△37	△37		△37
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						△1	△1
当連結会計年度変動額合計	-	-	315,060	△37	315,022	△1	315,021
当連結会計年度末残高	342,591	268,758	1,844,067	△50,292	2,405,123	72,726	2,477,850

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社ピアトランスポート

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称 Performance Technologies株式会社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・商品、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～31年
機械装置及び運搬具	2年～12年
工具、器具及び備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。
- ・のれん 投資効果の発現する期間（10年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とす

る定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

イ. 契約及び履行義務に関する情報

(a) ダイレクトメール事業

ダイレクトメールの発送代行サービスについては、配送業者へ引き渡した時点で売上計上しております。また、フルフィルメントサービスについては受託内容により、配送業者へ引き渡した時点や都度の作業の完了時点、サービス提供期間の経過に応じて、売上計上を行っております。

(b) インターネット事業

パーティカルメディアサービスにおいては、アフィリエイトによる成果につき広告主が検収を行った時点で、売上を計上しております。デジタルマーケティングサービスにおいては、都度のサービス提供の完了時点やサービス提供期間の経過に応じて、売上計上を行っております。

(c) アパレル事業

商品の販売には、顧客との契約に基づく当該商品の引き渡しが含まれており、商品の引き渡しを履行義務として識別しております。当社グループにおける商品の販売は、国内で行っており、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、商品の出荷時に収益を認識しております。

ロ. 取引価格の算定及び取引価格の履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりませ

ん。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

当社グループが加入している複数事業主制度の企業年金基金制度では、自社の拠出に対応する年金資産の金額を合理的に算定できないことから、確定拠出制度と同様の会計処理を実施しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの減損)

(1) 当事業年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 190,275千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2021年4月に衣料等を販売している株式会社ビアトランススポーツ(以下、「ビアトランススポーツ」という。)の全株式を取得し、連結子会社としたことにより認識したのれんの評価について、仮に取得した事業の経営環境の著しい悪化が認められた場合、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

アパレル事業セグメントに含まれるビアトランススポーツの業績は、米国からの輸入品を中心としたビジネスの性質上、米国での物価上昇や為替相場などの影響を受けやすい傾向があります。

当連結会計年度において取得時の事業計画に対し実際の業績は上回っており、また将来の事業計画の検討を行った結果、当連結会計年度における減損の兆候はないと判断しております。

しかしながら、取得時の事業計画よりも実際の業績が大幅に下回った場合や取得時の事業計画の大幅な下方修正が必要となった場合、減損の兆候に該当する可能性があります。この場合、割引前将来キャッシュ・フローの見積額がのれんを含む資産グループの帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物	75,654千円
土地	668,606千円
計	744,260千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	157,570千円
長期借入金	357,706千円
計	515,276千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	798,522千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	2,810,000株
(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	258,200株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当社の資金運用については、主に短期的な預金等で運用しております。また、運転資金は主に自己資金によっており、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行取引）を調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制
- 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
- 営業債務について、支払手形による支払は行っておりません。買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手許流動性の維持などにより、当該リスクを管理しております。
- ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長 期 借 入 金	872,428	869,479	△2,948

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長 期 借 入 金	—	869,479	—	869,479

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年以内返済予定含む）の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	ダイレクトメール事業	インターネット事業	アパレル事業	計
ダイレクトメール	13,879,681	－	－	13,879,681
フルフィルメントサービス	1,596,825	－	－	1,596,825
バーティカルメディアサービス	－	694,667	－	694,667
デジタルマーケティングサービス	－	631,605	－	631,605
アパレル輸入販売	－	－	1,058,741	1,058,741
顧客との契約から生じる収益	15,476,506	1,326,273	1,058,741	17,861,521
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	15,476,506	1,326,273	1,058,741	17,861,521

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	174,744 千円
売掛金	1,914,026
契約負債	
前受金	61,053

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の金額は33,791

千円です。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 868円37銭 |
| (2) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益 | 113円75銭 |

9. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
東京都新宿区	新宿オフィス	建物等	26,878

当社は、原則として事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

各報告セグメントに配分していない全社資産である新宿オフィスに係る固定資産について、当連結会計年度中に新宿オフィスの閉鎖の意思決定を行ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。なお、当連結会計年度において減損損失を計上した際の回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零と評価しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,302,491	流動負債	2,416,796
現金及び預金	1,044,036	買掛金	1,411,188
受取手形	174,744	短期借入金	100,000
売掛金	1,847,475	1年内返済予定の 長期借入金	228,994
商品	32,134	リース債務	956
貯蔵品	34,121	未払金	201,874
前渡費用	112,197	未払費用	125,641
前払費用	63,636	未払法人税等	103,065
その他	1,053	賞与引当金	119,523
貸倒引当金	△6,909	前受金	56,355
固定資産	2,269,728	預り金	12,668
有形固定資産	1,148,987	その他	56,529
建物	197,710	固定負債	650,915
機械及び装置	169,284	長期借入金	643,434
車両運搬具	2,272	リース債務	781
工具、器具及び備品	85,632	その他	6,700
土地	668,606	負債合計	3,067,712
リース資産	1,488	(純資産の部)	
建設仮勘定	23,992	株主資本	2,431,780
無形固定資産	35,148	資本金	342,591
ソフトウェア	29,898	資本剰余金	268,758
ソフトウェア仮勘定	5,250	資本準備金	268,758
投資その他の資産	1,085,591	利益剰余金	1,870,724
投資有価証券	65,500	その他利益剰余金	1,870,724
関係会社株式	552,031	繰越利益剰余金	1,870,724
出資	190	自己株式	△50,292
関係会社長期貸付金	170,000	新株予約権	72,726
破産更生債権等	1,898	純資産合計	2,504,506
長期前払費用	2,350	負債純資産合計	5,572,219
繰延税金資産	80,499		
敷金及び保証金	214,819		
その他	200		
貸倒引当金	△1,898		
資産合計	5,572,219		

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,805,682
売 上 原 価		14,049,995
売 上 総 利 益		2,755,687
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,317,145
営 業 利 益		438,542
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	529	
受 取 手 数 料	1,088	
助 成 金 収 入	2,168	
そ の 他	1,150	4,937
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,166	
支 払 手 数 料	2,242	
そ の 他	154	5,563
経 常 利 益		437,915
特 別 損 失		
減 損 損 失	26,878	26,878
税 引 前 当 期 純 利 益		411,037
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	89,585	
法 人 税 等 調 整 額	28,602	118,187
当 期 純 利 益		292,849

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産 合 計	
	資本金	資本剰余金		利 益 剰余金		自己株式			株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	342,591	268,758	268,758	1,577,874	1,577,874	△50,254	2,138,969	72,727	2,211,696
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益				292,849	292,849		292,849		292,849
自己株式の取得						△37	△37		△37
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								△1	△1
当期変動額合計	-	-	-	292,849	292,849	△37	292,811	△1	292,809
当 期 末 残 高	342,591	268,758	268,758	1,870,724	1,870,724	△50,292	2,431,780	72,726	2,504,506

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- (a) 関係会社株式 移動平均法による原価法
- (b) その他有価証券
・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～31年
機械及び装置	3年～12年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

① 契約及び履行義務に関する情報

(a) ダイレクトメール事業

ダイレクトメールの発送代行サービスについては、配送業者へ引き渡した時点で売上計上しております。また、フルフィルメントサービスについては受託内容により、配送業者へ引き渡した時点や都度の作業の完了時点、サービス提供期間の経過に応じて、売上計上を行っております。

(b) インターネット事業

パーティカルメディアサービスにおいては、アフィリエイトによる成果につき広告主が検収を行った時点で、売上を計上しております。デジタルマーケティングサービスにおいては、都度のサービス提供の完了時点やサービス提供期間の経過に応じて、売上計上を行っております。

② 取引価格の算定及び取引価格の履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、または、履行義務充足後の支払を要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 552,031千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の評価に関して、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合で、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。

取得原価には、株式取得時の事業計画等に基づく超過収益力を反映しております。そのため、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により買収時における超過収益力が毀損している場合、当該株式を減額する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

建物	75,654千円
土地	668,606千円
計	744,260千円

- ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	157,570千円
長期借入金	357,706千円
計	515,276千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 785,923千円

- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	25,397千円
② 短期金銭債務	7,162千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	328,277千円
営業取引以外の取引による取引高	520千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	40,291株
------	---------

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,673千円
賞与引当金	36,283千円
未払事業税	9,388千円
資産除去債務	7,846千円
資産調整勘定	15,908千円
減損損失	1,170千円
その他	7,227千円
繰延税金資産合計	80,499千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
住民税均等割	0.9%
法人税額の特別控除	△4.2%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8%

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 ビートルスポーツ	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	貸付金の返済 (注)	30,000	関係会社長期貸付金	170,000
				利息の受取 (注)	519	-	-

(注) 株式会社ビートルスポーツに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	877円99銭
(2) 1株当たりの当期純利益	105円73銭

11. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
東京都新宿区	新宿オフィス	建物等	26,878

当社は、原則として事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

各報告セグメントに配分していない全社資産である新宿オフィスに係る固定資産について、期中に新宿オフィスの閉鎖の意思決定を行ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。なお、当事業年度において減損損失を計上した際の回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零と評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

ディーエムソリューションズ株式会社
取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 渡 辺 篤
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 村 田 俊 祐
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ディーエムソリューションズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディーエムソリューションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

ディーエムソリューションズ株式会社

取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 渡 辺 篤
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 村 田 俊 祐
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーエムソリューションズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

ディーエムソリューションズ株式会社 監査役会
常勤社外監査役 宮 本 則 昭 ㊟
社 外 監 査 役 齋 藤 哲 男 ㊟
社 外 監 査 役 高 見 之 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

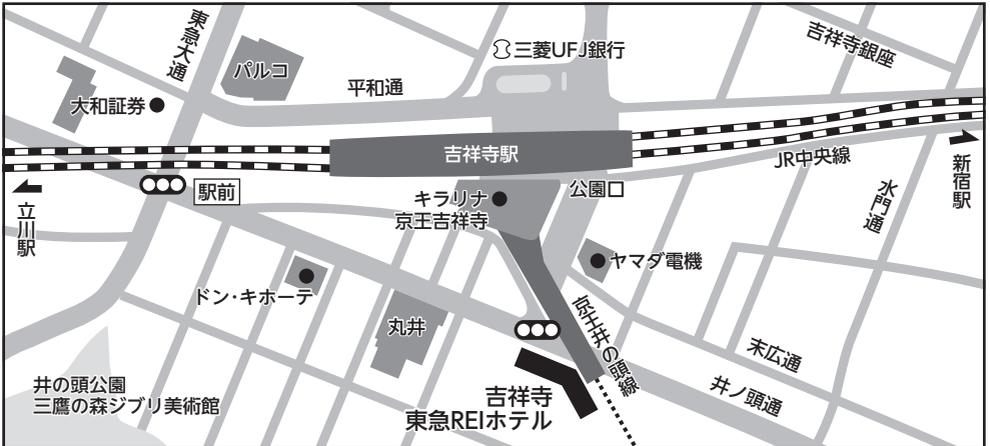
（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1～17 (条文省略)	1～17 (現行どおり)
(新設)	<u>18</u> 職業紹介事業、労働者派遣事業
<u>18</u> (条文省略)	<u>19</u> (現行どおり)

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目6番3号
吉祥寺 東急REIホテル 3階
TEL 0422-47-0985



交通	J R 吉祥寺駅	公園口より	徒歩約2分
	京王井の頭線吉祥寺駅	公園口より	徒歩約2分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。